

## 成果連動型民間委託契約方式(P F S)事業導入可能性調査支援先団体公募要領

### 1 目的

成果連動型民間委託契約方式(以下、「P F S」という。)事業の推進により期待される最大の効果は、官民のステークホルダーが連携し、アウトカムを中心に社会課題解決のためにアクションを起こすことが促進されることにあります。この効果の重要性は、社会課題の解決や社会的価値の創造のための民間の役割への期待が増している中において、これまで以上に大きくなっています。

他方、国内のP F Sの普及の状況を見ると、実績のある地方公共団体や民間事業者は増えた一方、長期的なアウトカムを見据え、効果を検証する体制を組み込んだ事業は少数に留まっています。

こうした現状を踏まえて、本業務は、地方公共団体におけるP F S事業組成の実際場面において、案件形成に至る前段階として、事業の便益の検討・整理を含む可能性調査支援を通じた調査を行い、地方公共団体等が、住民や地域の社会課題の解決との関連性が高い分野において、短期間の行政コスト削減に止まらず、長期的なアウトカムを見据え、効果を検証する体制を組み込んだ本格的なP F S事業を導入する際の効果的な検討方法に関する知見を蓄積することを目的とします。

なお、内閣府では、令和3年2月に、地方公共団体等がP F S事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、成果連動型民間委託契約方式共通的ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)を作成・公表しており、本支援事業では同ガイドラインに基づく支援を行うことを基本とします。

### 2 応募要件

以下の全てを満たす地方公共団体を本事業の支援対象とします。2団体以上の地方公共団体による共同実施等による事業も支援の対象とします。

- ・ 応募時点での検討段階として、ガイドラインに示すステップ1-1(「対象とする行政課題の選定」)の検討を開始していること。
- ・ 民間事業者にP F S事業の導入可能性に係る調査業務等を委託していないこと。

### 3 想定するP F S事業

次のようなP F S事業を検討する地方公共団体等については、優先的に採択の対象とします。

- ・ 解決すべき課題（事業テーマ）が、①高齢者の介護予防、②健康増進、③生活困難者等の就労支援、④困難を抱える児童の福祉、⑤孤独や孤立の緩和、社会参加の促進など、住民や地域の社会課題の解決との関連性が高い分野のものであること。
- ・ 事業規模（事業費総額）が5千万円を超える事業であること。
- ・ 事業期間が3年以上を想定されたものであること。

#### 4 実施内容等

##### (1) 支援内容

本事業に選定された地方公共団体（以下、「支援対象団体」という。）が主体的にPFS事業の組成に係る導入可能性の検討に必要なデータ等の提供を行うことを前提に、内閣府が委託したコンサルタント事業者（以下、「支援事業者」という。）が、支援対象団体に対して、地域課題の現状の整理及び分析、事業の目標の具体化、ロジックモデルの作成、適切な成果指標及び評価に関する計画の策定等、PFSの導入に際して必要な検討に関する相談支援を実施します。具体的な相談支援事項として、以下の項目が想定されます。

- ・ 地方公共団体が掲げる目的に即した事業目標の設定及び具体化に関し、科学的なエビデンスや理論、国内外の参考事例等の情報提供に関すること。
- ・ 地方公共団体が設定した地域課題に関連する既存データの整理に関すること。
- ・ 地方公共団体が設定した地域課題に関連する既存事業の実施状況の整理に関すること。
- ・ ロジックモデルの作成に関すること。
- ・ その他、具体的な案件形成に資する検討に関すること（成果指標、評価方法、目標値の設定、社会的便益の推定等）。

なお、支援事業者による支援期間は、令和4年9月中旬から令和5年2月末までを予定しています。支援期間中の支援対象団体に対する相談支援は、メール等の適宜の方法による現状把握のほか、オンライン又は対面による相談を3回程度実施することを目安とし、必要に応じて増減させることを想定しています。

##### (2) 経費負担

支援対象団体においては、本事業を通じた支援を支援事業者が実施する際

に発生する経費（人件費、交通費、書類作成代、印刷費等）の負担はありません。

## 5 支援開始までの流れ

- 7月25日 公募開始
- 8月29日 応募書類の提出期限
- 9月中旬（予定）選定結果通知
- 9月中旬（予定）支援開始

## 6 支援の成果の公表

支援の成果については、他の地方公共団体等における検討の参考とするため、公表を予定しています。

## 7 応募書類の作成及び提出等

支援を希望する地方公共団体等は、以下の（1）を作成し、提出期限までに電子メールにて御提出ください。

### （1）応募書類（別添）

### （2）提出期限

令和4年8月29日（月）17時（必着）

### （3）提出先

下記フォームから御確認ください。受け付け後、成果連動型事業推進室から電子メールにて御連絡いたします。

【問合せフォーム】<https://form.cao.go.jp/keizai2/opinion-0008.html>

なお、3日（土日祝日を除く）以上経過しても成果連動型事業推進室から連絡がない場合は、お手数ですが成果連動型事業推進室（TEL 03-6257-1168）までお問い合わせください。

### （4）応募書類の提出に当たっての注意事項

ア 応募書類は、別添様式にて3ページ程度で作成してください。

イ 応募書類の虚偽の記載、不備等がある場合は審査対象外となる場合があります。

ウ 応募書類の作成及び提出にかかる費用は、応募団体の負担とします。

エ 提出書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、応募審査以外には無断で使用いたしません。

## 8 審査

### （1）審査の手順

提出された事業計画書等について、成果連動型事業推進室において（２）の審査の観点に基づき審査を行った上で、本事業の対象となる支援対象団体を内閣府政策統括官（経済社会システム担当）が２件選定します。

なお、審査の過程においては、必要に応じて応募書類の内容についてのヒアリングや追加資料の提出をお願いする場合があります。

また、２の応募要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外します。

## （２）審査の観点

支援対象団体については、応募様式の内容と応募者へのヒアリング実施結果等をもとに、

- ・事業内容の妥当性（検討するPFS事業が地域・住民に社会的便益をもたらすか、設定した行政課題が、共通のガイドラインを踏まえたものとなっているか等）
- ・横展開の可能性（対象とする行政課題が、他の地方公共団体にも当てはまる等、横展開の可能性が高いか等）

等を総合的に勘案の上、選定させていただきます。

なお、上記２に記載した内閣府が想定するPFS事業を検討する地方公共団体を優先的に選定します。

## （３）審査結果の通知

審査の結果、支援対象団体となった地方公共団体等には、選定通知書を発出します（※通知は応募時のメールアドレスに送付します）。

## （４）留意事項

ア 支援対象団体については、PFSポータルサイトにて公表します。

イ 審査内容については、非公開とします。また、支援対象団体の決定に係る審査等の経過、審査結果等に関するお問合せにはお答えできません。